

中小企業・小規模事業者の 賃金の引上げに向けた取組みについて

平成28年3月24日

林議員提出資料

賃金の引上げに向けた今後の取組について ①生産性向上の支援

- ✓ 中小企業・小規模事業者の賃上げを図るためには、まず、賃上げのための原資を確保できるように、生産性向上のための支援が不可欠。
- ✓ 中小企業版の競争力強化法である「中小企業等経営強化法案」を3 / 4に閣議決定。あわせて、生産性向上の支援スキームの充実を図る。
- ✓ 人材投資の拡大を図る企業について、優先的に支援。

生産性向上を通じた賃上げの原資の確保

● 「中小企業等経営強化法案」を3/4に閣議決定。 (中小企業版の競争力強化法)

- ・事業所管大臣が、生産性向上の方法をわかりやすく「事業分野別指針」としてまとめる。
(※) 指針については、「未来投資に向けた官民対話」において、総理から7分野（トラック運送、旅館、スーパー等）について策定指示。
- ・固定資産税の軽減措置（3年間1/2に軽減）を実施。
- ・厚生労働省と連携して、人材育成を実施。

● 「よろず支援拠点」を強化する。

- ・平成26年6月から、これまで約31万件の相談に対応。
- ・都道府県に1つ設置しているところ、支部設置等により相談窓口を増加。
- ・相談員を400人から1.5倍の600人に増員。

● 「おもてなし規格」を創設する。

- ・サービスの質を「見える化」する「おもてなし規格」を作り、今夏までの運用開始と、2020年までに30万社による認証取得を目指す。

人材投資に対する直接のインセンティブ

● 賃上げ企業に対し、補助金等を優先採択。

- ・給与総額を上げた又は上げる（前年比1%以上等）企業には、採択審査において加点する。
ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金【27補正：1,021億円】
戦略的基盤技術高度化・連携支援事業【28当初：139.7億円】等

● 雇用を増加させた企業に対し、補助上限額を倍増。

- ・正社員の採用を行った場合に、補助上限額を50万円から100万円に倍増。
小規模事業者持続化補助金【27補正：100億円の内数】で実施

賃金の引上げに向けた今後の取組について ②取引条件の改善

- ✓ 中小企業・小規模事業者が自ら生み出した付加価値を手元に残すためには、大企業との取引の適正化、取引条件の改善を図る必要がある。
- ✓ 現在、「下請等中小企業の取引条件の改善に関する関係府省等連絡会議」において検討が進められており、今後、大企業に対するヒアリングを実施するなどして、必要な対策を講じる。

これまでの取組み

● 政労使会議

(平成26年12月16日、平成27年4月2日)

- ・経済界が、「取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力について総合的に取り組む」ことを決定。
- ・継続的にフォローアップを行っていくことについて合意。

● 下請等中小企業の取引条件の改善に関する関係府省等連絡会議 (昨年12月から3回開催)

- ・大企業に対する大規模な書面調査を実施。
- ・中小企業については、三次下請、四次下請を含め、各府省が連携して、聞き取り調査を実施。

今後の取組み

● 大企業に対するヒアリングを実施する。

- ・調査では、不適正な取引慣行*が依然として存在していることが明らかになりつつあることを踏まえ、取引慣行を見直すため、大企業からのヒアリングを実施。
*一方的な原価低減要請、コスト増分の転嫁拒否、金型の保管費用の押しつけ、大量発注で見積もった単価で少量しか発注しない、等
- ・政労使会議での合意の更なる浸透の場としても活用。

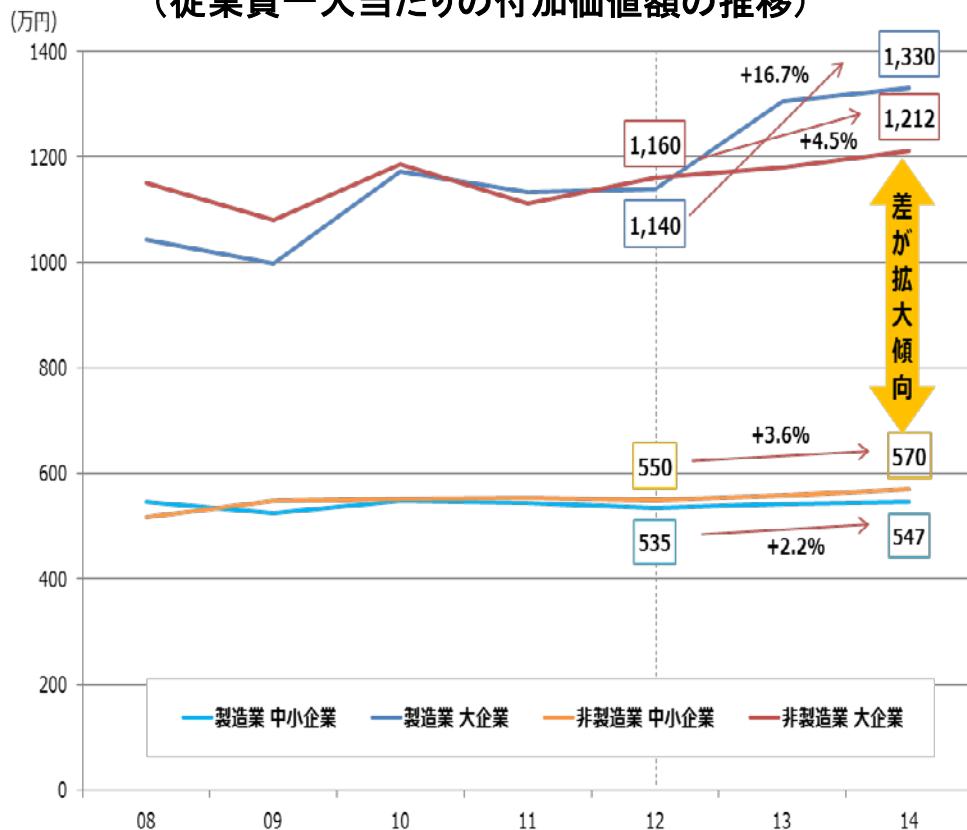
● 取引条件の改善に向けた対策を講じる。

- ・原材料価格の上昇等を踏まえた価格転嫁
- ・不適正取引に、厳正に対処する。
- ・下請ガイドラインの実効性を高めるため、内容の充実、価格交渉の現場における使いやすさの向上を図る。
- ・下請かけこみ寺の強化等により価格交渉力を強化。
- ・下請中小企業の取引先の多様化、技術力の強化に取り組む。

(参考1) 中小企業・小規模事業者やサービス業の生産性の現状

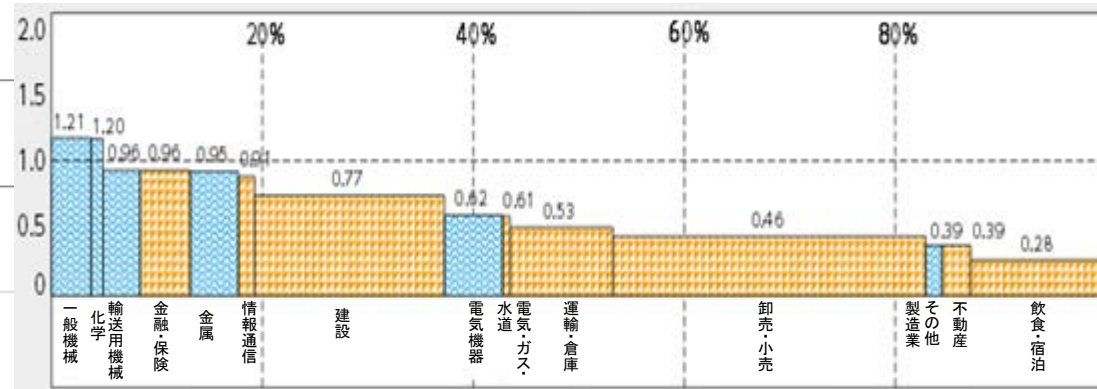
- ✓ 中小企業・小規模事業者の労働生産性（従業員一人あたりの付加価値額）は、大企業の半分以下であり、しかも、差が拡大傾向にある。
- ✓ また、サービス業の生産性は、米国と比べても、特に低い傾向にある。

(図1) 大企業と中小企業の労働生産性の格差
(従業員一人当たりの付加価値額の推移)



(出典)財務省 法人企業統計年報

(図2) 日本の産業別の労働生産性
(米国=1)
2000～2006年平均



(出典)GGDC(Groningen Growth and Development Center)より
厚生労働省労働政策担当参事官室作成

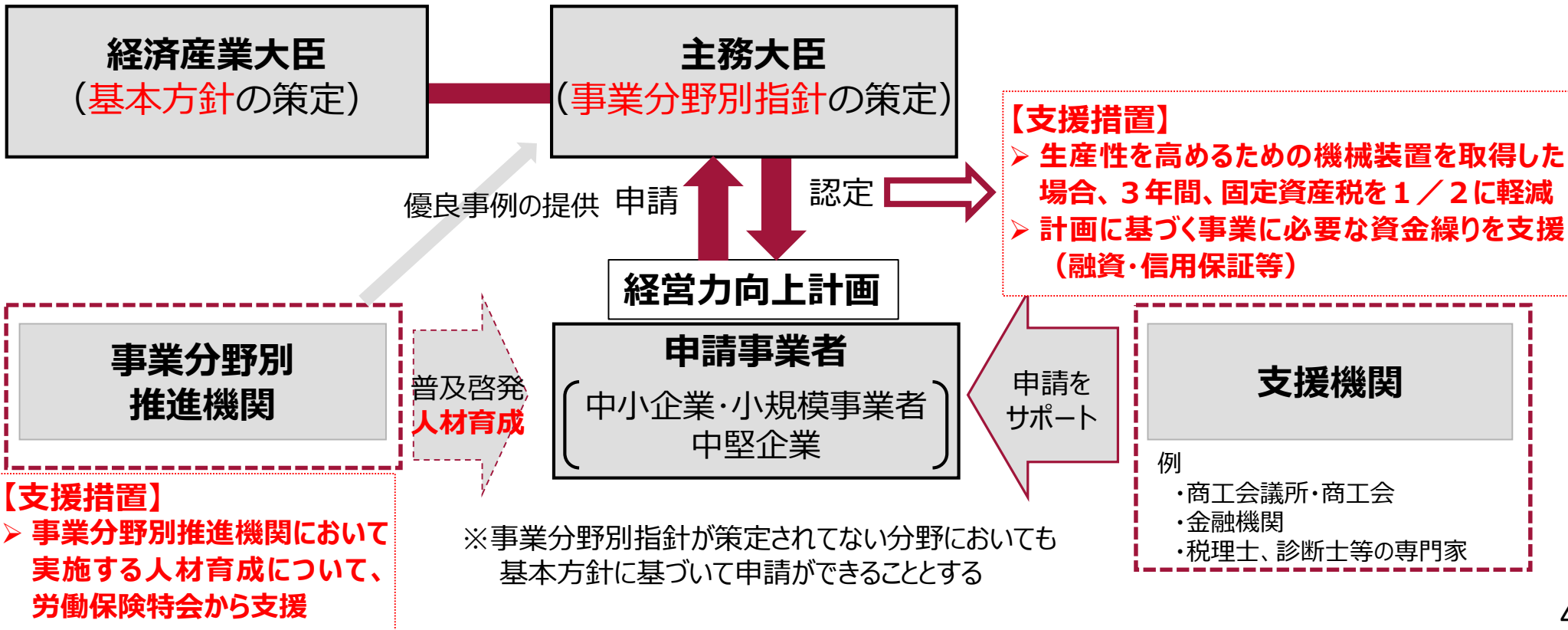
(参考2) 中小企業等経営強化法案 (3/4閣議決定) のスキーム

(1) 政府による事業分野の特性に応じた指針の策定

国は、基本方針に基づき、事業分野ごとに生産性向上（「経営力向上」）の方法等を示した事業分野別の指針を策定。

(2) 中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援

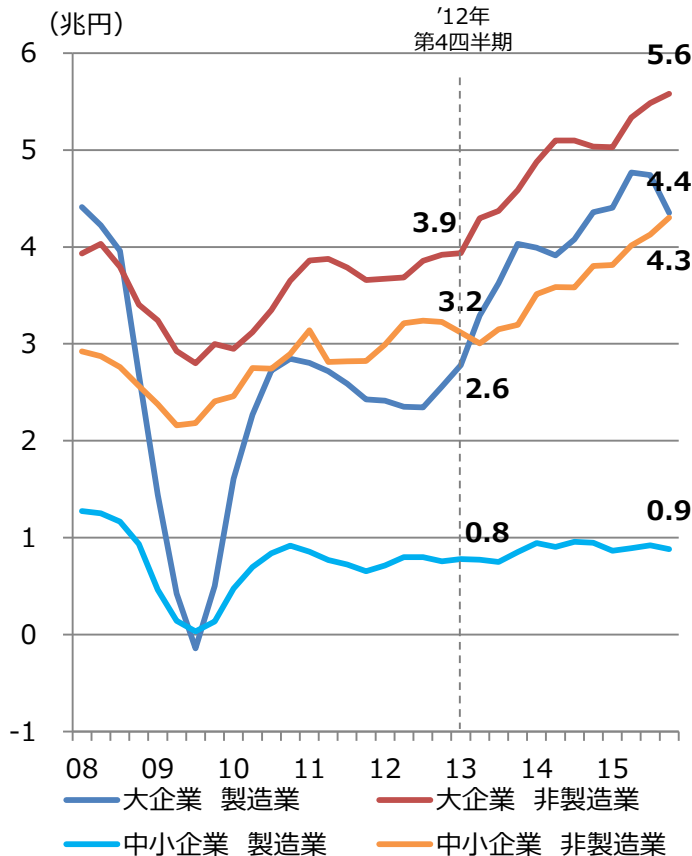
中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができる。認定事業者は、固定資産税の軽減措置や金融支援等を受けることができる。



(参考3) 企業の経常利益の動向と政労使合意について

- ✓ 我が国企業の経常利益は拡大傾向であるが、地域や業種、事業者の規模によりばらつきもある。
- ✓ 政労使合意（平成26年12月16日）の状況のフォローアップが必要。

経常利益の推移



『経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について』

平成26年12月16日

内閣総理大臣 安倍 晋三
(一社)日本経済団体連合会会長 榊原 定征
日本商工会議所会頭 三村 明夫
全国中小企業団体中央会会長 鶴田 欣也
日本労働組合総連合会会長 古賀 申明

2. 賃金上昇等による継続的な好循環の確立

企業収益の拡大から賃金の上昇、消費の拡大という好循環を継続的なものとし、デフレ脱却を確実なものとするためには、企業収益の拡大を来年春の賃上げや設備投資に結びつけていく必要がある。このため、政府の環境整備の取組の下、経済界は、賃金の引上げに向けた最大限の努力を図るとともに、取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力について総合的に取り組むものとする。

8. 本取りまとめに係るフォローアップ

平成26年12月16日付本取りまとめ(「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」)については、継続的にフォローアップを行っていくこととする。

(資料) 財務省 法人企業統計季報

(注) 経常利益、売上高は後方四半期移動平均で算出、従業員数は第4四半期の数値を利用、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満、大企業とは資本金10億円以上の企業をいう。